

【添付書類】

事 業 報 告

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調が持続したものの、英国のEU離脱問題や米国の政権交代等により、景気の先行きは不透明な状況にあります。

北海道経済におきましては、昨年8月に北海道に相次いで上陸した台風の影響が一部の地域・業種で見られるものの、公共投資は台風被災地向け災害復旧工事等により底堅く推移し、個人消費も持ち直しが見られる等、緩やかな回復基調で推移している状況にあります。

このような環境のもと、当社は太陽光発電設備工事案件の計画延期や失注による受注減等の要因により、売上高は140億90百万円で前年比12.9%の減収となりました。損益につきましては、売上高の減少及び台風の影響による工事現場の災害復旧作業や資材・機材の調達遅れ等によるその後の工事遅延を要因とした複数の不採算工事の影響等により、経常利益は75百万円で前年比90.9%の減益、当期純損失は55百万円で前年比5億92百万円の減益となりました。

部門別の状況は次のとおりであります。

【屋内配線工事】

太陽光発電設備工事の受注減により、売上高は9,312百万円となり、前年比1,862百万円(16.7%)の減収となりました。

【電力関連工事】

地中線工事及び発電・通信工事の増加により、売上高は2,850百万円となり、前年比152百万円(5.6%)の増収となりました。

【FA住宅環境設備機器】

F A 機器電機品の売上増により、売上高は1,313百万円となり、前年比11百万円(0.9%)の増収となりました。

【産業設備機器】

電線・ケーブル物件の減少により、売上高は613百万円となり、前年比388百万円(38.8%)の減収となりました。

部 門		前期 (第66期)		当期 (第67期)	
		売 上 高	構成比	売 上 高	構成比
工 事 部 門	屋 内 配 線 工 事	11,175,106	69.1	9,312,351	66.1
	電 力 関 連 工 事	2,698,729	16.7	2,850,766	20.2
	小 計	13,873,836	85.8	12,163,117	86.3
商 品 販 売 部 門	FA 住 宅 環 境 設 備 機 器	1,302,088	8.0	1,313,587	9.3
	産 業 設 備 機 器	1,002,679	6.2	613,804	4.4
	小 計	2,304,768	14.2	1,927,392	13.7
合 計		16,178,604	100.0	14,090,509	100.0

(注) 部門別の金額は千円未満を切り捨てし、合計値はすべてを集計の後、千円未満を切り捨てております。

(2) 設備投資等の状況

当期における重要な設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第64期	第65期	第66期	第67期
		平成25年4月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 平成27年3月まで	平成27年4月から 平成28年3月まで	平成28年4月から 平成29年3月まで
受 注 高 (百万円)		14,620	20,994	17,221	12,801
売 上 高 (百万円)		14,664	15,525	16,178	14,090
経 常 利 益 (百万円)		902	832	823	75
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		546	522	537	△55
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)		86.45	82.80	85.07	△8.86
純 資 産 (百万円)		5,012	5,497	5,926	5,810
総 資 産 (百万円)		10,234	10,529	10,038	9,545

(9) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しによる太陽光発電設備工事の減少、技能労働者不足や資材価格高騰等による建設コストの上昇、更には電力システム改革への対応等、当社を取り巻く経営環境は予断を許さない状況下にあります。

当社はこのような状況に対処するため、以下の項目につき従来以上の強化・徹底に努め、早期に業績の改善を図ってまいります。

- ①既存事業の維持・拡大と再生可能エネルギー事業の展開による受注・売上の拡大
- ②採算性管理の一層の強化、リスク管理能力強化による収益性の確保
- ③技術力の維持・向上のための人材育成
- ④企業倫理・遵法の徹底と安全・環境・品質の水準向上活動の推進

株主の皆様には、常日頃のご支援に対しまして心から感謝申し上げますとともに、今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

部 門		主 要 製 品 ・ 事 業 内 容
工 事 部 門	屋 内 配 線 工 事	ビル・建築物の電気設備工事、上下水道・各種産業機械プラントの設備工事、太陽光発電設備工事
	電 力 関 連 工 事	送電線工事、地中送電線・地中配電線・地中通信線工事、 発・変電所の電気設備工事、建築物の空調自動制御システム工事、 情報通信ケーブル工事
商 品 販 売 部 門	FA住宅環境設備機器	標準機器製品、冷暖房設備、太陽光発電設備、ヒートポンプ、ビル電源機器、 電子機器等販売
	産 業 設 備 機 器	電力設備機器、発電機車、情報通信システム、電線類及び管路材料等販売

(12) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
支 社	函館（函館市）、旭川（旭川市）、東京（東京都台東区）、 釧路（釧路市）、帯広（帯広市）、苫小牧（苫小牧市）
営 業 所	北見（北見市）

(13) 従業員の状況

従 業 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 子	185名	3名増	46.5歳	14.3年
女 子	27名	増減なし	42.6歳	11.4年
合計又は平均	212名	3名	46.0歳	14.0年

(注) 上記には、嘱託社員9名を含みますが、使用人兼務取締役2名は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
(2) 発行済株式の総数 6,500,000株
(3) 株主数 1,006名 (前期末比165名増)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三菱電機株式会社	1,736,000 ^株	27.51 [%]
北弘電社従業員持株会	272,900	4.32
株式会社北洋銀行	145,000	2.30
Black Clover Limited	131,000	2.08
株式会社北海道銀行	120,000	1.90
明治安田生命保険相互会社	90,000	1.43
株式会社三菱弘電設	80,000	1.27
株式会社月寒製作所	72,000	1.14
能美防災株式会社	71,600	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・株式会社弘電社口)	70,000	1.11

(注) 当社は自己株式188,568株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率については、自己株式を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	中 野 章	
代表取締役社長	脇 田 智 明	
常 務 取 締 役	澤 本 敏 弘	電力事業本部長
常 務 取 締 役	稲 村 尊 史	内線事業本部長
取 締 役	渡 邊 浩 行	産業機器システム事業本部長
取 締 役	渡 邊 純	経営企画本部長
取 締 役	城 下 雅 紀	三菱電機株式会社 北海道支社長
常 勤 監 査 役	成 田 政 敏	
監 査 役	桶 谷 治	弁護士
監 査 役	村 野 茂	三菱電機株式会社 関係会社部経営企画担当マネージャー

- (注) 1. 取締役 城下雅紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 桶谷 治、村野 茂の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 桶谷 治氏は、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 成田政敏氏は、長年に亘り当社の経営企画部門に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動
- (1) 取締役 脇田智明、渡邊 純、城下雅紀の各氏は、平成28年6月22日開催の第66回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
- (2) 監査役 成田政敏氏は、平成28年6月22日開催の第66回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
- (3) 当事業年度中に退任した取締役
 (氏 名) (退任時の地位及び担当及び重要な兼職の状況) (退任年月日)
 成 田 政 敏 代表取締役常務 経営企画本部長 平成28年6月22日
 宮 本 一 敏 取締役 三菱電機株式会社 北海道支社長 平成28年6月22日
 取締役 宮本一敏氏は社外取締役でありました。
- (4) 当事業年度中に辞任した監査役
 (氏 名) (辞任時の地位及び担当及び重要な兼職の状況) (辞任年月日)
 岩 山 俊 一 常勤監査役 平成28年6月22日
 監査役 岩山俊一氏は社外監査役でありました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の総額
取 締 役	9名	106,872千円
監 査 役	4名	10,035千円
合 計	13名	116,907千円

- (注) 1. 上記のうち、使用人兼務取締役に対する使用人給与及び賞与相当額は含まれておりません。
2. 上記のうち、社外役員5名に対する報酬等の総額は2,835千円であります。
3. 上記のうち、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額16,200千円が含まれております。
4. 上記のほか、平成28年6月22日開催の第66回定時株主総会決議に基づき、退任取締役1名対に対し21,200千円、退任社外監査役1名に対し3,100千円の退職慰労金を支給しております。
なお、この金額には過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金繰入額19,900千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 城下雅紀

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・三菱電機株式会社 北海道支社長

当社は、三菱電機株式会社の持分法適用関連会社であります。

ロ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

平成28年6月の取締役就任以来当期開催の取締役会10回のうち10回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、議案・審議等につき適宜質問、助言を行っています。

② 監査役 桶谷 治

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

ロ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当期開催の監査役会8回のうち7回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するため、質問、助言を行っています。

③ 監査役 村野 茂

イ. 重要な兼職先と当社との関係

- ・三菱電機株式会社 関係会社部経営企画担当マネージャー
当社は、三菱電機株式会社の持分法適用関連会社であります。

ロ. 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

当期開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当期開催の監査役会8回のうち8回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するため、質問、助言を行っています。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当社が支払うべき報酬等の額 16,200千円
- ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 16,200千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 過去2年間に業務停止の処分を受けた者に関する事項

当社の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の基本方針である「企業理念」「社是」のもと、取締役及び使用人が法令・定款及び社会倫理を遵守するため、「コンプライアンス規程」により、運営管理強化を行う。
- ② コンプライアンス規程に則って設置した「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス上の重要な問題等を審議し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
- ③ 当社は、内部通報規程を制定し、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者が不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間、保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、様々な損失の危険に対して、リスク毎に担当部門を決定し、規程に従ったリスク管理体制を構築している。

また、不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

親会社及び子会社から成る企業集団がありませんので、該当事項はありません。

(6) 監査役を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役を補助すべき使用人を置きませんが、監査役が要請を行った場合には、内部監査部門所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- ② 当該使用人は当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に対し報告を行うものとする。
- ② 当社は、監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、必要に応じて会計監査人から会計監査の内容、内部監査部門から業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図るものとする。
- ② 監査役は、必要に応じ、弁護士等の外部専門家に助言等を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 主な会議の開催状況として、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役及び社外監査役が出席の上、取締役会を12回開催致しました。また、監査役会は8回、経営会議は11回、コンプライアンス委員会は2回開催致しました。
- ② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査部門、会計監査人との間で意見交換を行い、情報交換等の関係を図っております。
- ③ 内部監査部門は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務監査及び内部統制監査を実施致しました。

(11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制として、コンプライアンス規程及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定め、それを基に総務部を事務局とする推進体制を構築し、反社会的勢力からの接触及び不当要求に対して迅速に対応出来る体制を整備して反社会的勢力との絶縁を実践しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,010,452	流動負債	3,145,274
現金預金	1,207,570	支払手形	878,758
受取手形	102,721	工事未払金	589,218
完成工事未収入金	5,956,083	買掛金	1,346,799
売掛金	293,963	リース債務	14,081
商品	39,102	未払金	111,558
未成工事支出金	49,275	未払費用	16,896
前払費用	24,444	未払法人税等	15,907
未収消費税等	19,366	未成工事受入金	33,024
立替金	238,105	前受金	13,883
繰延税金資産	56,349	預り金	22,746
その他の資産	25,971	賞与引当金	96,892
貸倒引当金	△2,500	工事損失引当金	5,505
固定資産	1,535,288	固定負債	589,809
有形固定資産	1,032,389	リース債務	20,466
建物	521,939	長期預り保証金	4,192
構築物	18,171	退職給付引当金	472,551
機械及び装置	54,742	役員退職慰労引当金	92,600
車両運搬具	0	負債合計	3,735,084
工具、器具及び備品	23,315	純資産の部	
土地	394,163	株主資本	5,753,108
リース資産	20,056	資本金	840,687
無形固定資産	26,366	資本剰余金	687,108
ソフトウェア	15,501	資本準備金	687,087
リース資産	10,746	その他資本剰余金	21
電話加入権	118	利益剰余金	4,253,518
投資その他の資産	476,532	利益準備金	77,935
投資有価証券	386,891	その他利益剰余金	4,175,583
関係会社株式	19,164	別途積立金	2,371,262
その他関係会社有価証券	8,000	繰越利益剰余金	1,804,321
出資	2,547	自己株式	△28,205
従業員長期貸付金	190	評価・換算差額等	57,549
破産更生債権等	260	その他有価証券評価差額金	57,549
長期前払費用	1,145	純資産合計	5,810,657
繰延税金資産	24,804	負債・純資産合計	9,545,741
会員権等	9,728		
その他の	24,060		
貸倒引当金	△260		
資産合計	9,545,741		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		
完成工事高	12,163,117	
商品売上高	1,927,392	14,090,509
売 上 原 価		
完成工事原価	11,412,760	
商品売上原価	1,612,947	13,025,708
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	750,357	
商品売上総利益	314,444	1,064,801
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,016,320
営 業 利 益		48,481
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,193	
受 取 配 当 金	15,656	
受 取 賃 貸 料	4,064	
雑 収 入	6,523	28,439
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,889	1,889
経 常 利 益		75,030
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	1,233	
減 損 損 失	91,116	92,350
税 引 前 当 期 純 損 失		17,319
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	14,485	
法 人 税 等 調 整 額	24,092	38,578
当 期 純 損 失		55,897

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
別途積立金	繰越利益 剰 余 金							
当 期 首 残 高	840,687	687,087	21	687,108	77,935	2,371,262	1,954,906	4,404,103
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△94,687	△94,687
当 期 純 損 失							△55,897	△55,897
自 己 株 式 の 取 得								
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計							△150,584	△150,584
当 期 末 残 高	840,687	687,087	21	687,108	77,935	2,371,262	1,804,321	4,253,518

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△27,820	5,904,077	22,444	22,444	5,926,522
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△94,687			△94,687
当 期 純 損 失		△55,897			△55,897
自 己 株 式 の 取 得	△385	△385			△385
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			35,104	35,104	35,104
当 期 変 動 額 合 計	△385	△150,969	35,104	35,104	△115,865
当 期 末 残 高	△28,205	5,753,108	57,549	57,549	5,810,657

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

イ. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

ロ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 未成工事支出金

個別法による原価法

② 商 品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

(会計方針の変更)

平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に
関する実務上の取扱いの適用

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に
関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。

(4) 引当金の計上基準

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に基づく簡便法により、自己都合の期末要支給額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑤ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の工事損失に備えるため、当事業年度末において見込まれる未引渡工事の損失発生見込額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっております。

(6) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形裏書譲渡高	164,874千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	1,711,231千円
(3) 関係会社に対する金銭債権債務は次のとおりであります。	
短期金銭債権	27,685千円
短期金銭債務	76,232千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引は次のとおりであります。

売上高	73,942千円
仕入高	832,719千円
販売費及び一般管理費	20,320千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の数	普通株式	6,500,000株
(2) 当事業年度末日における自己株式の数	普通株式	188,568株
(3) 剰余金の配当に関する事項		

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月22日 定時株主総会	普通株式	94,687	利益剰余金	15	平成28年3月31日	平成28年6月23日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成29年6月27日開催予定の定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
普通株式	75,737	利益剰余金	12	平成29年3月31日	平成29年6月28日

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	143,790千円
減損損失	113,622千円
賞与引当金	29,697千円
役員退職慰労引当金	28,271千円
税務上の繰越欠損金	19,989千円
一括償却資産	2,881千円
投資有価証券評価損	2,238千円
工事損失引当金	1,687千円
貸倒引当金	845千円
その他	7,771千円
繰延税金資産小計	350,795千円
評価性引当額	△245,250千円
繰延税金資産合計	105,545千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△24,391千円
繰延税金負債合計	△24,391千円
繰延税金資産純額	81,154千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年以内	7,344千円
1年超	8,220千円
合計	15,564千円

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、資金不足が生じた場合は銀行からの借入により資金を調達しておりますが期末残高は有しておりません。

受取手形及び売掛金並びに完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理の規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金預金	1,207,570	1,207,570	—
(2) 受取手形及び売掛金	396,684	396,684	—
(3) 完成工事未収入金	5,956,083	5,956,083	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	345,225	345,225	—
(5) 支払手形及び買掛金	(2,225,557)	(2,225,557)	—
(6) 工事未払金	(589,218)	(589,218)	—

(*) 負債に計上されているものについては()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

(1) 現金預金及び(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、社債については基準気配によっております。

(5) 支払手形及び買掛金並びに(6) 工事未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額60,829千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

9. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度並びに退職一時金制度を設けております。(簡便法)

(2) 退職給付債務に関する事項 (平成29年3月31日)

退職一時金

退職給付債務	472,551千円
(退職給付引当金)	

(3) 退職給付費用に関する事項

(自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)

イ. 退職一時金に係る退職給付費用 (簡便法)	38,747千円
ロ. 確定拠出年金への掛金支払額	9,778千円
<hr/>	
退職給付費用計	48,525千円

10. 持分法損益等に関する注記

(1) 関連会社に対する投資の金額	8,000千円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	76,559千円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	44,446千円

11. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社	三菱電機株式会社 (東京都千代田区)	175,820,770	電気機械器具 製造販売	被所有 直接 27.68%	転籍3名 同社従業員 兼任2名	電気設備工事の受注並び に商品の仕入 (販売代理店・特約店)
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	電気設備工事の 完成	3,744		—		—
	商品の仕入 (外注費を含む)	916,491		買掛金		74,286
	受取手数料 (商品売上原価)	84,178		その他流動資産		8,572
	運賃保管料他	20,320		未払金		1,946

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

- (1) 電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。
- (2) 商品の仕入（仕入割戻を含む）及び販売、電気工事材料他の仕入は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。
- (3) 受取手数料及び運賃保管料他は、他の代理店と同様に、同社の定める料率によっております。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社 の子会社	三菱電機住環境 システムズ株式 会社 (東京都台東区)	2,627,000	照明電材住 宅設備機械 販売	なし	なし	商品の販売並びに 商品の仕入
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	商品の売上	4,826	売掛金			1,680
	商品の仕入	406	—			—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

商品の仕入(仕入割戻を含む)及び販売は、市場価格を参考に交渉の上、決定しております。

(3) 関係会社

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	とかちソーラーフ ーム合同会社 (札幌市中央区)	15,000	電気設備工事	所有 直接 33.33%	なし	電気設備工事の受注並び に保守点検
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	保守点検	16,153	売掛金			4,876

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しております。

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容	
					役員の 兼任等	事業上の関係
関連会社	大樹ソーラーファーム合同会社 (札幌市中央区)	9,000	電気設備工事	所有 直接 33.33%	なし	電気設備工事の受注並びに保守点検
取引の内容		取引金額 (千円)		科目		期末残高 (千円)
営業取引	保守点検	7,795		—		—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

取引条件ないし取引条件の決定方針等

電気設備工事の受注は、当社から見積書を提示し、請負金額を交渉の上、決定しておりません。

12. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額	920円66銭
1株当たり当期純損失	8円86銭

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月16日

株式会社 北 弘 電 社
取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 池 内 基 明 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 下 田 琢 磨 ㊞
業務執行社員

当査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北弘電社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第67期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月18日

株式会社 北 弘 電 社 監査役会

常勤監査役 成 田 政 敏 ㊞

社外監査役 桶 谷 治 ㊞

社外監査役 村 野 茂 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第67期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 12円
総額 75,737,184円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月28日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由
全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しております。当社はこの取組みの趣旨を踏まえ、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式の売買単位あたりの水準を維持し、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社普通株式について10株を1株にする併合を行うものであります。
2. 併合の割合
10株を1株に併合いたします。
3. 株式の併合が効力を生じる日
平成29年10月1日
4. 効力発生日における発行可能株式総数
2,280,000株
5. その他
その他必要事項に関しましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

第2号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件として、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるために現行定款第5条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は <u>2,280</u> 万株とする。 第6条 (条文記載省略) (単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は <u>1,000</u> 株とする。 (新 設)	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 本会社の発行可能株式総数は <u>228</u> 万株とする。 第6条 (現行どおり) (単元株式数) 第7条 本会社の単元株式数は <u>100</u> 株とする。 <u>附則</u> 第5条及び第7条の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、本附則は効力発生後これを削除する。

第4号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役7名（全員）の任期が満了いたします。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	脇田 智明 (昭和34年1月22日)	昭和56年4月 三菱電機株式会社入社 平成14年10月 同社関西支社電力部長 平成17年5月 同社本社電力事業部電力部長 平成18年4月 同社関西支社原子力部長 平成21年4月 同社関西支社副支社長 平成22年10月 同社北海道支社長 平成23年6月 当社取締役 平成26年4月 三菱電機株式会社関西支社執行役員支社長 平成28年4月 当社社長付 平成28年6月 当社代表取締役社長（現任）	5,000株
<p><候補者とした理由> 脇田智明氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の関西支社執行役員支社長等の要職を経て、平成28年6月より当社代表取締役社長を務めております。事業運営における幅広い知見や経営に関する豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			
2	澤本 敏弘 (昭和28年6月5日)	昭和51年4月 北海道電力株式会社入社 平成12年3月 同社室蘭支店室蘭電力所長 平成15年3月 同社札幌支店電力部次長 平成16年3月 同社函館統括電力センター所長 兼函館水力センター所長 平成18年5月 当社電力事業部長付 平成18年6月 当社取締役電力事業部長 平成19年4月 当社取締役電力事業本部長 平成21年6月 当社常務取締役電力事業本部長（現任）	11,000株
<p><候補者とした理由> 澤本敏弘氏は、当社の重要顧客である北海道電力株式会社の函館統括電力センター所長等の要職を経て、平成18年6月より当社取締役に就任し、現在、常務取締役電力事業本部長を務めております。同事業における幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
3	稲村尊史 (昭和31年1月17日)	昭和53年4月 当社入社 平成17年4月 当社内線事業部内線営業二部長 平成19年4月 当社内線事業本部副本部長 兼内線営業部長 平成20年4月 当社執行役員内線事業本部副本部長 兼内線営業部長 平成22年6月 当社取締役内線事業本部副本部長 兼内線営業部長 平成22年8月 当社取締役内線事業本部副本部長 兼営業統括 平成26年4月 当社取締役内線事業本部副本部長 平成27年6月 当社常務取締役内線事業本部長 (現任)	13,000株
<p><候補者とした理由> 稲村尊史氏は、長年に亘り当社の屋内配線工事業に携わり、平成22年6月より当社取締役に就任し、現在、常務取締役内線事業本部長を務めております。同事業における幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			
4	渡邊浩行 (昭和28年4月29日)	昭和52年8月 当社入社 平成16年4月 当社電力事業部電力商事部長 平成20年4月 当社産業機器システム事業部産業機器営業部長 平成21年4月 当社産業機器システム事業部副事業部長 平成22年4月 当社執行役員産業機器システム事業部長 平成26年4月 当社常務執行役員産業機器システム事業本部副本部長 平成27年6月 当社取締役産業機器システム事業本部長 (現任)	6,000株
<p><候補者とした理由> 渡邊浩行氏は、長年に亘り当社のF A住宅環境設備機器事業及び産業設備機器事業に携わり、平成27年6月より取締役産業機器システム事業本部長を務めております。同事業における幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			
5	渡邊純 (昭和35年6月12日)	昭和58年4月 三菱電機株式会社入社 平成25年4月 同社東北支社総務部長 平成28年4月 当社経営企画本部長付 平成28年6月 当社取締役経営企画本部長 (現任)	1,000株
<p><候補者とした理由> 渡邊純氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の東北支社総務部長等を経て、平成28年6月より当社取締役経営企画本部長を務めております。経営企画部門における幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う取締役として適任と判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
6	城下 雅紀 (昭和36年4月29日)	昭和59年4月 三菱電機株式会社入社 平成22年4月 同社名古屋製作所営業部長 平成24年2月 三菱電機自動化(中国)有限公司総経理 平成28年4月 三菱電機株式会社北海道支社長(現任) 平成28年6月 当社取締役(現任)	—
<p><候補者とした理由> 城下雅紀氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の北海道支社長を務めており、同社で培われた幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図る観点から、当社の経営に対する意思決定や監督を行う社外取締役として適任と判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と会社との間に特別の利害関係はありません。
2. 城下雅紀氏は、社外取締役候補者であります。
3. 城下雅紀氏は、三菱電機株式会社の業務執行者であり、当社は同社の持分法適用関連会社であります。
4. 城下雅紀氏の当社社外取締役就任期間は本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役 村野 茂氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めに従い、退任した監査役の任期満了の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
折居 尚之 (昭和41年12月5日)	平成2年4月 三菱電機株式会社入社 平成29年4月 同社関係会社部経営企画担当部長(現任)	—
<p><候補者とした理由> 折居尚之氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の関係会社部経営企画担当部長を務めており、同社で培われた幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、社外監査役候補者としております。</p>		

- (注) 1. 折居尚之氏は新任の監査役候補者であります。
2. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます中野 章氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規で定める一定の基準に従い、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

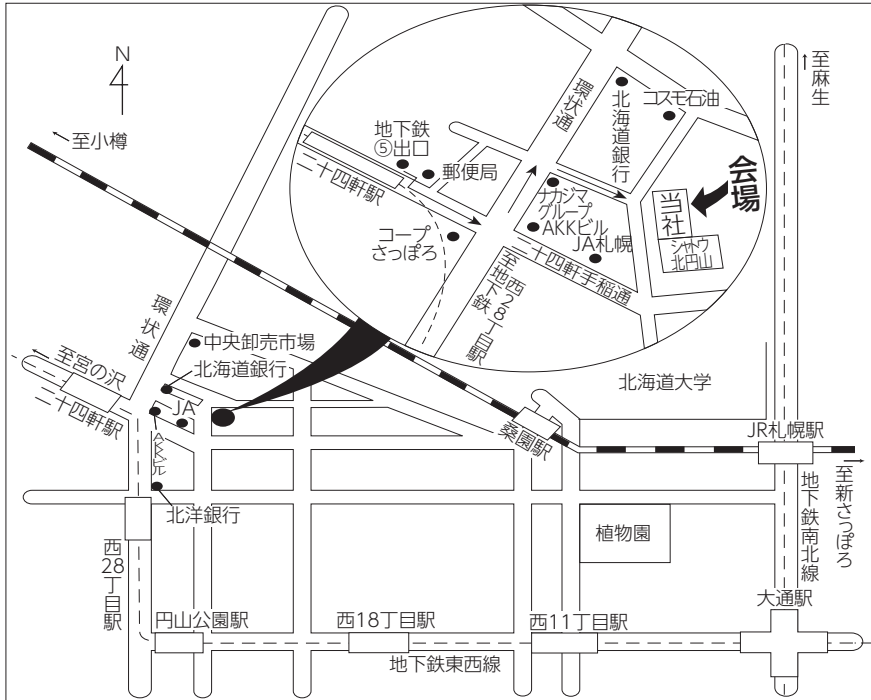
退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
なか 中 の 野 あきら 章	平成16年6月 当社取締役 平成18年4月 当社取締役社長付 平成18年6月 当社代表取締役社長 平成28年6月 当社取締役会長（現任）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区北11条西23丁目2番10号
株式会社北弘電社 本社 8階会議室
電話 011 (640) 2231



交通機関

地下鉄東西線「二十四軒駅」下車 5番出口より徒歩5分
会場には駐車場を用意してございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

